

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄

被告準備書面 (1)

平成27年12月28日

大阪地方裁判所 合議2係 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



第1 請求原因に対する認否

1 「1 損害賠償請求」について

(1) 「(1) 当事者」は認める。

(2) 「(2) 当事者間の紛争」は認める。

(3) 「(3) 被告ブログにおける訴訟経緯の公表」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落のうち、本件ブログに訴訟記録が公開されていることは認めるが、その余は争う。

なお、原告が「本件ブログ」と表記している被告作成のホームページは、正確にはブログではないが、本書面では原告の表記に合わせることにした。

ウ 第3段落のうち、書証に教授会議事録、教授会の秘密録音データ、

審尋期日及び法廷での尋問内容の秘密録音データが公開されていたことは認めるが、その余は争う。

エ 第4段落は「書面」「録音データ」が具体的に何を指すのか不明であるので認否しない。

(4) 「(4) 名誉権侵害の不法行為」について

ア 第1段落のうち、本件ブログからの引用部分は認めるが、その余は争う。

イ 第2段落は強く否認し、争う。

前件訴訟控訴審判決は、「パワハラ」「アカハラ」という表現こそ用いていないものの、井形及び池島が共同して、所定の手続に基づいて審査を受けるという被告の利益を侵害したものとして、「故意による加害行為」を認定しており、「パワハラ」「アカハラ」を認めたものと同視できる。よって、被告の適示事実は正当な根拠に基づく真実であるから、原告の主張は失当である。

ウ 第3段落は争う。

前述のように、カリキュラム検討委員会の委員長であった池島は、井形と相互に意を通じ、故意に、被告の任用に関する審査を受ける利益を侵害したのであって、カリキュラム検討委員会が組織されているからパワハラ、アカハラが起こりえないとの原告の主張は、前件訴訟控訴審判決に対する適正な理解を欠いたものと言わざるをえない。

また、人権委員会が組織されているにもかかわらず、井形及び池島によって被告に対する故意の不法行為が行われたのであるから、パワハラ、アカハラが原告学内で起こりえないことはない。

むしろ、被告は原告学内でアカハラ、パワハラが行われている実情を踏まえ、そのような問題を起こさない理想の大学へと変容と遂げて欲しいとの一心で本件ブログを立ち上げたのである。

エ 第4段落は争う。

(5) 「(5) 業務遂行権侵害」について

ア 第1段落につき、このような決定例があることは認める。

イ 第2段落につき、決定例に対する解釈として概ね認める。

ウ 第3段落及び第4段落は否認し、争う。

エ 第5段落は認める。

オ 第6段落は否認し、争う。

前述のように、前件訴訟控訴審判決は、井形及び池島による被告に対する故意の加害行為を認めており、パワハラを認めたとも同然であるから、その旨を記載した本件ブログの内容は真実である。

カ 第7段落について、引用された裁判例の存在は認めるが、被告が当事者の「私生活上の事実」を公表した事実は一切ないのであるから、上記裁判例を引用した意味が不明である。

キ 第8段落は争う。

ク 第9段落は争う。

(6) 「(6) 労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為」について

ア 第1段落及び第2段落は、一般論としては認める。

なお、原告が引用した裁判例はいずれも技術の漏洩に関する事案であり、本件とは全く事案を異にする。

イ 第3段落は否認し、争う。本件ブログで公開された内容は専ら被告の特任教員任用をめぐる会話のみであり、企業の技術のように機密性としての要保護性はないから、信義則上の義務に違反するものではなく、不法行為を構成しない。

(7) 「(7) 被告の加害意思」は争う。

(8) 「(8) 損害」は争う。

- 2 「2 削除請求権」は争う。
- 3 「3 結論」は争う。

第2 被告の主張

1 総論

被告は、被告が井形及び池島によって特任教員任用規程に基づいて審査を受ける利益を不当に侵害されたことを受け、かかる紛争をめぐる各裁判手続の経過を本件ブログによって公開した。

その目的は、井形及び池島のような大学教員が一人の教員の特任教員任用申請を故意に妨害するというハラスメント行為を「パワハラ」「アカハラ」に該当するものとして糾弾し、大学組織のあり方を世に問い、原告のみならず全ての大学で「パワハラ」「アカハラ」を撲滅し、学者・学生にとって理想の大学を構築することにあつた。

本件ブログの公開は、被告が表現の自由を正当に行使したものであって、これを封殺しようとするに等しい本件訴訟は不当なものと言わざるをえない。

2 被告が名誉権侵害による不法行為責任を負わないこと

(1) 原告においてパワハラ・アカハラが行われていたこと

ア 原告が指摘するように、本件ブログにおいて、被告は「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」とのタイトルのもと、「私は2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験、その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否です」「北村實、井形浩治、池島真策、二宮正司、樋口克次といった歴代の学部執行部の皆さん、大学の外で、オープンにされた場であなた方の行為はアカハラ

に当たらないということを証明されては如何でしょうか」などと記載しているが、いずれも真実を述べたものである。

原告による被告に対する嫌がらせの最たるものは、前件訴訟控訴審判決で認定された特任教員任用審査を受ける利益の侵害であったが、この問題以前にも、被告は嫌がらせを受けていた。

被告がこのような嫌がらせを受けるに至った背景には、被告が、普段より、原告経営学部の不公正な教授会運営、採用人事及び昇格人事などに異議を唱え、悪しき体質を改善したいとの正義感から発言したことを理由として、元学部長の北村實教授（以下「北村」という。）を始めとする一部の経営学部教授会員から疎まれていたという事情がある。

イ 平成15年1月から3月にかけて、平成15年度の担当科目を決める際に、留学中であった被告と当時経営学部のカリキュラム委員長であった樋口克次助教授（当時）（以下「樋口」という。）との間でメールのやりとりが繰り返されていたが、あるとき、平成14年度に2部の国際経営論演習を担当していた非常勤教員が継続することが困難となったため、上記非常勤教員が担当するはずであった平成15年度の国際経営論演習Ⅱと平成16年度の卒業研究を被告に担当することを要請するメールがあった（乙1）。メールによると、被告が上記演習を担当することについては既に教授会の了承がなされたとのことであった。

被告は、被告に事前の相談もなく教授会で了承がなされたことに抗議するとともに、国際経営論は被告の専門ではないこと、前任の非常勤教員が実施していた上記演習はテキストの輪読を中心としたものであり被告が行っているスタイルとは異なることを理由に上記要請を断った。

すると、樋口から返信されたメールには、「お願いしてまいりました、追加の演習（演習Ⅱ）のお願いを取り下げさせていただきます」との連絡とともに、「Ⅱ部の情報経営論Ⅰ・Ⅱのご担当につきましても、先生のご批判とご意志を尊重させていただき、別の担当者への差し替え又は不開講とさせていただきます」との言い渡しがなされた。しかしながら、被告としては、国際経営論演習Ⅱの担当を断ったに過ぎないのであり、2部の情報経営論Ⅰ・Ⅱを担当することについては何ら反対をしていなかった。被告は、平成15年度の情報経営論Ⅰ・Ⅱ開講に向けた準備をしていたにもかかわらず、突然「別の担当者への差し替え又は不開講」という決定が一方的になされたことにひどく憤慨した。その後のメールのやりとりでも樋口が示す結論は変わりそうになく、北村学部長（当時）も同様の結論をメールで被告に突き付けてきたが、このような結論は国際経営論演習Ⅱの担当を断った被告に対する原告側からの腹いせであり、嫌がらせであったことは明白であった。

そのため、被告においても「私の方からお断りします」との返信をしたが、その真意は、被告の意向に反して一方的に情報経営論Ⅰ・Ⅱの差し替え又は不開講を決めた樋口に対する抗議を意味したのであり、被告が積極的に辞退の意向を示したものではなかった。

このようなカリキュラムの決定手続を利用した嫌がらせは、一個人だけでできるものではなく、当時の学部長であった北村とカリキュラム検討委員会の委員長であった樋口を始めとする組織的な行為であることが明らかであった。

ウ そして、平成24年、翌年に定年を控えた被告が特任教員Aとしての任用申請を行うにあたり、井形及び池島が共謀の上、数々の不合理かつ不自然な理由を作出して被告の申請を握り潰し、規程にしたがっ

た特任教員任用手続をさせないという事態となった。

前件訴訟控訴審判決は、被告の特任教員任用申請に対する井形及び池島の対応につき、原告の主張は「不自然」であるとして退け、井形及び池島の行為を「故意による違法な加害行為」とであると認めた（甲2の2 p19～p23）。

なお、井形は、被告が特任教員として不適格であるとする理由の一つとして、被告が2部科目として担当していた「情報ネットワーク論Ⅰ、Ⅱ」「情報バリューエンジニアリング」「経営情報論」「演習Ⅰ」につき、学則上2部科目として定められていないことを指摘してきた。しかしながら、これら科目以外で原告が義務として課している担当コマ数を充たすだけの授業を担当していたのであるから、井形の指摘は言いがかりに過ぎないものであったが、そもそも、平成22年にこれらの科目を2部科目として担当することを提案していたのは他ならぬ井形であった（乙6）。

したがって、平成22年に一部科目の夜間開講を被告に提案したときから、将来そのことを理由として被告の特任教員任用拒否を準備していたと評価することは十分に可能であった。

なお、前件訴訟においては、原告、井形及び池島の不法行為責任が認められたが、被告の特任教員任用手続をめぐる平成24年11月16日に開催された教授会で被告の特任教員任用手続が話題となった際、被告に対する悪感情を剥き出しにして被告の特任教員任用拒否を正当化しようとしていたのは北村であったことから、北村が井形及び池島と共謀して被告の特任教員任用手続を妨害する工作に関与していたことが強く推察された。

エ 二宮正司（以下「二宮」という。）は、マーケティング調査会社から被告宛に届いた郵便物を被告の許可なく開封した上、勝手に当該調

査会社に問い合わせをするなど、横暴な行為に及んだ。無断で郵便物を開封したことについて、被告が二宮に抗議をすると、二宮は「学部長権限だ」と言って悪びれる様子もなかった。

オ 以上より、平成15年から平成24年までの間、被告が、北村、井形、池島、二宮、樋口といった歴代の学部執行部から嫌がらせを受けていたことは真実である。

(2) 名誉権侵害がないこと

憲法の定める表現の自由を考慮するとき、真実の事実を述べることによって社会的評価が低下した場合、すなわち保護を求められているものが「虚名」である場合には、そこに民法709条にいう「権利」を認めるのは正当ではない。

そこで、①虚偽の事実を述べたために社会的評価が低下した場合のみ名誉毀損とされるのであって、真実を述べたことにより社会的評価が低下したとしても名誉毀損とはならないとともに、②「名誉毀損」に該当する事実について被害者側が主張・立証責任を負うから、損害賠償請求や原状回復請求をする被害者としては、みずからが得居する名誉が実体を伴うものであることについての主張・立証をなすべきである（『不法行為法Ⅰ（第2版）』潮見佳男著 p175）。

本件においては、本件ブログの記載内容が原告の社会的評価を低下させるものであることは否定しないものの、その記載内容はいずれも真実であるから、被告の行為は名誉毀損とはならない。

(3) 真実の事実の適示による免責

仮に、上記(2)のような見解をとり得ないとしても、以下で述べるように、被告は不法行為責任を負わない。

ア 真実性の抗弁

適示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為が

公共の利害に関する事実にかかり、もっぱら公益をはかる目的に出た場合には、その行為は「違法性」がない。

本件においても、本件ブログは裁判記録を中心としたものであって、これによって示される前件訴訟の全容事態は真実であることが明白であるし、裁判資料以外に被告が本件ブログで適示した事実についても前述のようにいずれも真実である。そして、大学という高等教育機関の人事・運営の適否に関する事実を公開することは公共の利害に関する事実であり、かつ、それが大学の不適正な人事・運営を糾弾して改善を促すという公益をはかる目的に出たものである。

したがって、被告の行為は、明らかに違法性が阻却されるものである。

イ 相当性の抗弁

行為者は、適示した事実が真実であることを立証できなくても、行為者においてその事実を真実と信じるについて相当の理由があったことを根拠付ける具体的事実を主張・立証することで、名誉毀損を理由とする責任を免れることができる。行為者は、そのような行為につき故意・過失がなかったとされるのである。

したがって、百歩譲って本件ブログの記載内容の一部が本件訴訟において真実と認められなかったとしても、本件ブログは、前件訴訟で証拠として提出されたメールのやりとり（乙1）、井形、北村及びその他の教員の発言等（乙2～5）をもとに記載したものであるから、その事実を真実と信じるについて相当の理由があったことは明らかであるから、被告には故意も過失もなく、不法行為は成立しない。

(4) 小結

以上より、被告が原告に対して名誉権侵害を理由として不法行為責任を負うことはない。

3 被告が業務遂行権侵害による不法行為責任を負わないこと

(1) 原告は、法人に対する行為につき、①権利行使としての相当性を超え、②従業者に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③業務に対する支障が著しい場合には業務遂行権侵害として不法行為責任を負う旨主張する。

しかし、原告が依拠する東京高裁平成20年7月1日決定は、上記裁判例は損害保険会社の顧客の親族が同社従業員の態度に不満として、多数回、長時間に電話をするなど、同社に向けられた直接的な業務侵害行為があった事案であるから、一般のインターネット閲覧者に向けて裁判手続の全貌が公開され、これに関する被告の評釈がなされた本件とは事案が大きく異なる。したがって、上記決定が示した要件をそのまま本件に当てはめることは妥当でない。

(2) その上で、原告の主張に反論する。

まず、①本件ブログは、原告の一部教員が被告に対して様々な嫌がらせをしてきた事実を踏まえ、大学という高等教育機関の不適正な人事・運営を糾弾し、改善を促すという公益をはかる目的のもと、裁判手続の全貌を公開し、当該裁判に対する被告の評釈を加えたに過ぎないのであるから、表現の自由の行使として正当なものであり、権利行使として相当性を超えるものではない。

また、②ある判決が言い渡された際に当事者の名称（または当事者が特定できる情報）が新聞・雑誌・インターネットなどで公になることは珍しくないものであるところ、本件においても、井形、池島及び原告の被告に対する不法行為責任が前件訴訟控訴審判決で認められた以上、その判決内容が公になったことで原告従業者に困惑・不快が生じたとしても、それは同僚の不祥事が明るみになったときに不可避免的に生じる困惑・不快であり、受忍限度の範囲内というべきである。なお、原告は、原

告の学生、同窓生、学生の父兄、学校関係者が困惑と不快の念を抱いたことまでを業務遂行権侵害の根拠とするが、これらの者は原告の業務遂行者ではないのであるから、仮に困惑・不快の念を抱いたとしても、そのことと業務遂行権侵害とは無関係である（原告自身も困惑・不快の主体を「従業者」としている。）。

さらに、③原告は、受験者の減少、不安・困惑解消のための学内対応、学外対応等、業務に対する支障が著しいと主張する。しかし、原告の理事長である佐藤武司は、本件ブログが掲載され始めてから大学全体としての受験生は微増していると述べており、平成26年度における経営学部受験者が減少したものの、「吉井ブログとの因果関係は不明」と述べている（甲3の1 p 7）。そして、不安・困惑解消のための学内対応・学外対応についても、稀になされる問い合わせに回答するくらいのことであり、業務に対する支障が著しいとはいえない。

(3) しかも、訴訟は公開の法廷で行われ、訴訟記録の閲覧が制度上認められているのであるから、かかる訴訟記録の公開は違法ではない。

この点、原告は、訴訟記録の公開につき、「他人に知られたくない私生活上の事実」については当該対象者の「プライバシーを侵害する」と主張するが、被告は原告関係者の「私生活上の事実」など一切公開しておらず、原告経営学部内で行われた被告に対する嫌がらせ行為の実態を公開したに過ぎないのであるから、原告の上記主張は失当である。

(4) 前述のように、被告による本件ブログを公開する行為は表現の自由の正当な行使であり、何ら違法ではない上、原告の業務遂行権侵害も認められないのであるから、被告には業務遂行権侵害を理由とする不法行為は成立しない。

4 被告には労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為が

成立しないこと

- (1) 原告は、名古屋地裁昭和61年9月29日判決、知財高裁平成26年8月6日判決、大阪高裁平成6年12月26日判決を根拠として、被告が教授会等（訴状には「理事会」とされているが、被告が理事会に出席することはないので、「教授会」とすべきところを誤ったものと思われる。）の議事内容、会話内容や、秘密録音した役職者との会話を本件ブログで公開したことが信義則上の守秘義務違反に該当すると主張する。
- (2) しかし、原告が適示する上記各裁判例は、いずれも技術の漏洩に関するものであって、その漏洩が直ちに雇用者の経済的損失に発展しうるものについて不法行為を認めたものである。

然るに、被告が公開した教授会の議事内容は、被告の特任教員任用手続の適正に関する部分に限定されており、被告が守秘義務を負うものではない。

また、井形、山田、草薙との会話内容については、被告の特任教員任用手続に関する私的な会話に過ぎず、これを公開したからといって、原告に対する守秘義務に違反したことはない。

- (3) したがって、被告が労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務に違反したことはなく、かかる守秘義務違反を理由として被告が不法行為責任を負うことはない。

5 被告に加害意思はないこと

前述のように、被告が本件ブログを公開した目的は、井形及び池島のような大学教員が一人の教員の特任教員任用申請を故意に妨害するというハラスメント行為を「パワハラ」「アカハラ」に該当するものとして糾弾し、大学組織のあり方を世に問い、原告のみならず全ての大学で「パワハラ」「アカハラ」を撲滅し、学者・学生にとって理想の大学を構築することに

あったのであり、あくまで公益をはかる目的であったのであるから、被告には加害意思はなかったし、不法行為についての故意もなかった。

6 損害について

本件ブログによって原告に具体的損害が生じた事実はない。

また、損害額算定にあたり、原告はまるで全ての従業員が精神的苦痛を受けたかのように主張するが、原告の複数の現任教員が被告の主張を支持し、特任教員任用手続における井形及び池島の不当性を認めていた事実（乙）を無視するものであり、明らかに不当である。

7 削除請求権について

これまで述べてきたように、被告が本件ブログを公開したことについて違法性はなく、不法行為は成立しないのであるから、原告の被告に対する各ウェブページの削除請求権が発生することはない。

8 結語

以上より、原告の主張にはいずれも理由がないから、原告の請求は棄却されるべきである。

以上